

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国立大学長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
各大学を設置する学校設置会社の代表取締役
各国立高等専門学校長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人機構長
各文部科学省施設等機関の長
各文部科学省特別の機関の長
各文部科学省独立行政法人の長
各文部科学省国立研究開発法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

殿

文部科学省大臣官房長

増子 宏
(公印省略)

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う警備協力について（要請）

このたび、警察庁から文部科学省に対し、別添（令和 3 年 5 月 10 日付け警察庁丙備一発第 12 - 10 号「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う警備協力について（要請）」）のとおり協力要請がありました。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全かつ円滑な開催を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るため、貴職におかれては、別添要請事項に関し、各都道府県警察や自治体の危機管理担当部局等と連携を図りながら、地域の実情に応じて適切な措置を講じられるようお願いします。

本件につき、都道府県・指定都市教育委員会教育長及び都道府県知事にあつては、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校（専修学校、各種学校を含む。以下同じ。）その他の教育機関等に対して、各国公立大学、各文部科学大臣所轄学校法人にあつてはその設置する学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては、所轄の学校設置会社に対して、周知願います。

【問合せ先】

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第 4 係

電話 03-5253-4111（内線 2156）

別添



警察庁丙備一発第12-10号
令和3年5月10日

文部科学省大臣官房長 殿

警察庁警備局長
(公 印 省 略)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う警備協力について
(要請)

貴台におかれましては、平素から警察運営に関して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます次第です。

さて、本年7月23日から9都道府県において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）が開催される予定です。

東京大会をめぐっては、過去のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴いサイバー攻撃が発生したこと、我が国に対する国際テロの脅威が継続していること、小型無人機による妨害行為等の新たな脅威への対応も必要となること等を踏まえ、対策に万全を期する必要があります。

警察では、東京大会の安全かつ円滑な開催を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るため、国民の理解と協力を得ながら、総力を挙げて各種対策を推進しております。

貴台におかれましても、本警備の重要性に御理解をいただき、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますよう要請いたします。

要請事項

【共通要請事項】

- 1 自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 東京大会関連情報及び不審者等情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 東京大会の各競技会場、選手村をはじめとする関連施設等周辺における小型無人機等の使用自粛
- 5 業務用車両、小型無人機等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 7 サイバーセキュリティ対策の強化

【個別要請事項】

- 1 原子力関連施設の自主警備体制及びサイバーセキュリティ対策の強化の指導
- 2 学校、研究所等における毒劇物、火薬類、爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化及び学生等に対する化学物質等の適正な取扱いに関する指導
- 3 東京大会の各競技会場、選手村をはじめとする関連施設等に近接する学校、研究所等の施設管理の強化
- 4 放射性物質等の保管及び運搬に関する管理の強化
- 5 放射性物質等の運搬の自粛
- 6 学校、研究所等が所有する小型航空機に対する管理強化の指導及び東京大会の各競技会場、選手村をはじめとする関連施設等周辺における飛行自粛要請
- 7 スポーツ施設、博物館、美術館等に対する警戒強化の指導

